

小売電気事業の登録の取消しに関する聴聞についての公示

電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の9第1項第1号に基づく同法第2条の2の小売電気事業の登録の取消しについて、行政手続法（平成5年法律第88号）第13条第1項第1号イの規定に基づき下記のとおり聴聞を行います。

1. 件名

新電力フロンティア株式会社に対する小売電気事業の登録の取消しに関する聴聞

2. 聴聞の期日及び場所

期日：令和6年6月25日（火）午前11時00分

場所：〒100-8901

東京都千代田区霞ヶ関1-3-1

経済産業省 別館11階 1107会議室

3. 事案の内容

新電力フロンティア株式会社に対する電気事業法第2条の9第1項第1号に基づく同法第2条の2の小売電気事業の登録の取消しについて

4. 聴聞に関する事務を所掌する組織の名称、所在地及び連絡先

名称：経済産業省 資源エネルギー庁 電力・ガス事業部

政策課 電力産業・市場室

所在地：〒100-8901

東京都千代田区霞ヶ関1-3-1

連絡先：03-3501-1748

5. 備考

本聴聞は電気事業法第108条第2項の規定に基づき公開により行われるため、傍聴希望者は上記までご連絡ください。